

令和5年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その9)

区 分	件 名	概 要																				
◎予算 総務部 (9件)	【議案第 68 号】令和5年度三重県一般会計補正予算(第5号) (補正額 約24億円) 【議案第 69 号】令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約31万円) 【議案第 70 号】令和5年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約12万円) 【議案第 71 号】令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約1,800万円) 【議案第 72 号】令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号) (補正額 約42万円) 【議案第 73 号】令和5年度三重県水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約1,200万円) 【議案第 74 号】令和5年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約810万円) 【議案第 75 号】令和5年度三重県病院事業会計補正予算(第2号) (補正額 約3,300万円) 【議案第 76 号】令和5年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約140万円)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予 算</td> <td style="padding: 5px;">9 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="padding: 5px;">議案14件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">条 例</td> <td style="padding: 5px;">5 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他議案</td> <td style="padding: 5px;">件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">認 定</td> <td style="padding: 5px;">件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">報 告</td> <td style="padding: 5px;">件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">提 出</td> <td style="padding: 5px;">件</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">計</td> <td style="padding: 5px;">14 件</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	予 算	9 件	}	議案14件	条 例	5 件	その他議案	件	認 定	件	報 告	件	提 出	件			計	14 件		
予 算	9 件	}	議案14件																			
条 例	5 件																					
その他議案	件																					
認 定	件																					
報 告	件																					
提 出	件																					
計	14 件																					

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (5件) 総務部	【議案第 77 号】 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案	特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものである。 (公布の日(一部令和6年4月1日)から施行) (改正内容) ・ 特別職に属する職員の期末手当について、年間支給割合を100分の340(現行100分の330)に改める。
総務部	【議案第 78 号】 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	人事委員会の議会及び知事に対する令和5年10月13日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。 (公布の日(一部令和6年4月1日)から施行) (主な改正内容) (1) 一般職に属する職員の給料月額を改定する。 (2) 一般職に属する職員の初任給調整手当について、医師及び歯科医師に係る上限額を369,500円(現行368,800円)に、獣医師に係る上限額を50,000円(現行30,000円)に、獣医師に係る支給期間を15年(現行12年)に改める。 (3) 一般職に属する職員の期末手当について年間支給割合を100分の245(現行100分の240)に、勤勉手当について年間支給割合を100分の205(現行100分の200)に改める。
総務部	【議案第 79 号】 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	地方自治法の一部改正等に鑑み、勤勉手当の規定を設ける等の改正を行うものである。 (公布の日及び令和6年4月1日から施行) (改正内容) (1) 題名を「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。 (2) 会計年度任用職員の期末手当について、年間支給割合を100分の245(現行100分の240)に改める。 (3) 会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、年間支給割合を100分の205とする。 (4) その他規定を整備する。

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>【議案第 80 号】 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する令和5年10月13日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日(一部令和6年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公立学校職員の給料月額を改定する。 (2) 公立学校職員の期末手当について年間支給割合を100分の245(現行100分の240)に、勤勉手当について年間支給割合を100分の205(現行100分の200)に改める。
教育委員会	<p>【議案第 81 号】 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法の一部改正等に鑑み、勤勉手当の規定を設ける等の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日及び令和6年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 題名を「公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。 (2) 公立学校の会計年度任用職員の期末手当について、年間支給割合を100分の245(現行100分の240)に改める。 (3) 公立学校の会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、年間支給割合を100分の205とする。 (4) その他規定を整備する。